

平成二十四年八月十四日受領
答弁第三五九号

内閣衆質一八〇第三五九号

平成二十四年八月十四日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘 殿

衆議院議員北村誠吾君提出諫早湾干拓訴訟福岡高裁判決に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員北村誠吾君提出諫早湾干拓訴訟福岡高裁判決に関する質問に対する答弁書

1から3までについて

諫早湾干拓事業に関する平成二十二年十二月六日の福岡高等裁判所の判決に関しては、同判決を重く受け止め、長年にわたる争いに終止符を打ち、解決の方向性を早急に提示することが内閣の責務であると考えて、有明海の再生を目指す観点から総合的に判断し、その上で、潮受堤防の排水門の開門に当たり、防災、営農及び漁業への影響に十分配慮し、開門の方法、時期及び期間について関係者と話し合いを行うとともに、政府一体となって万全の事前対策を講ずることとして、上告しないことを決定したものである。